農業委員会からのお知らせ

遊休農地の解消、有効利用を図ろう

近年、農業の兼業化や高齢化が進む中で、耕作されていない農地が増加しています。耕作放棄のままでおくと、農地として機能を損なうばかりか病害虫の発生など集落全体に悪影響を及ぼします。

そこで農業委員会では、これらの遊休農地の解消や活用方法について、検討できるよう調査を行います。

> 農業委員が調査に回りますのでご協力を

◪調査対象農地

一、一年間不作付地となっている農地（転作田は除く）

二、十アール以上の農地（団地として十アール以上あれば調査対象）

◪調査期間

十二月一日(日)～

十二月二十五日(水)

※遊休ハウスの調査も同時に行います。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書

申請は一月十日までに ～もれなく提出を～

申請によって名簿に登載

農業委員会委員の選挙人名簿は、毎年一月一日現在で、調製されます。

申請用紙を郵送しますので、農業委員会まで必ず提出してください。

新しく農業を始めた人で、申請用紙が郵送されなかった農家の人は、農業委員会と選挙管理委員会に用紙がありますので連絡してください。

提出のないときは、選挙権・被選挙権が得られないことになります。

◪農業委員会は　農家の利益代表

農業委員会は、農地の売買や転用などの許可、農業・農政の一般的な利益を代表する行政機関です。

農業委員は、農業者にとって身近な味方であり、大切な農地を守り、農政全般についてのよき相談相手でもあります。

皆さんの権利を公正に行使することにより、立派な農業委員を選ぶことができます。

◪資格のある人とは

選挙人名簿に登載される資格者は、次の要件をすべて備えている人です。

①市内に住所のある人

②満二十歳以上である人（平成九年三月三十一日現在）

③十アール以上の農地について、耕作の業務を営む人

④③の人と同居している親族、またはその人の配偶者で、年間おおむね六十日以上耕作に従事する人

> 申請書が手元に届かない場合や不明な点のお問い合わせは、**農業委員会事務局**（☎市役所内線２０１）まで

農林課からのお知らせ

南国市農林業等活性化基盤整備計画について

市北部の上倉、瓶岩地区は地理的・地形的条件不利地として、中山間地域の指定を受けています。面積は市全体の約半分を占めているにもかかわらず、人口は四％に満たず、高齢化の進行も市平均より五・四％と高く、集落の維持すら難しくなっています。

中山間地域、いわゆる「山」は国土保全・水源かん養・生態系の維持など多様な機能を持っています。このまま「山」に守る人がいなくなり、荒廃が進むことは、環境問題のみならず、本市にとって重大な問題に発展することが予想されます。

このような危機的状況にある「山」の活性化を図るため、市では平成八年三月活性化の目標となる「南国市農林業等活性化基盤整備計画」を次のとおり策定しました。

その目標に向け、平成八年度より「南国市中山間地活性化推進協議会」を発足し、すでに始動していますが、市北部の山が、市全体の重要な「財産」であるという認識にたち、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

一、基本的構想

①自然と調和した環境保全型農業の推進

②未利用資源の有効活用など循環型社会の構築

③多様なカルチャーの創造

④子どもの財産づくり

二、農業の目標

(一)中核農家の育成

①戦略作物の選定

②雨よけハウス栽培の導入

③四方竹の有効活用

加工作業の合理化、品質維持および向上

(二)高齢者農家（いきがい対策として）

①露地の季節野菜を中心とした販路体制の整備

②安全で栄養価の高い減農薬、無農薬野菜の生産

(三)地域特産物の開発・販売

新興住宅向け産直、給食（学校など）などへの販路拡大、またはタケノコ寿司など付加価値をつけた地域特産物の開発・販売

三、林業の目標

①森林組合の体質強化

担い手の育成、中規模高性能林業機械の導入

②長期的計画に基づく適切な間伐と枝打ちの徹底による健全な森林機能の維持

③林業所得の向上・経済基盤の確立

四、農用地および森林の保全

(一)農用地の保全

耕作放棄地の調査のもとに作業受託体制の整備

(二)森林管理

合筆などによる、森林管理のシステムの推進

五、その他の事業

①オフィスパークへの労働力の提供、自然体験志向や歴史・文化資産への関心の高まりなど、余暇社会に対応した交流の促進

②「森づくり」

人口林が大部分をしめる北部山林において、自然林を復元するとともに、生物の生息環境に必要な生物空間の復元に取り組み、野鳥・昆虫・水棲生物などと自然が共存する「森づくり」を行う。また、環境教育、農林業体験の拠点として、交流施設や自然農村公園、空き家の活用、遊歩道・旧街道の整備を行う。

> ※お問い合わせは、**農林課農林振興係**（☎市役所内線２３４）まで

保育所に入所を希望する人に

来年四月から子どもを保育所に入所させたい皆さん、申請書は次の日程により各保育所で面接して受け付けます。

保育所への入所基準

保育所へ入所できるのは、両親が次のいずれかの事情により子どもの保育にあたれない状態で、同居の親族その他がその児童を保育できないと認められる場合に限ります。

◪昼間に居宅外で労働することを常態としていること

◪昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること

◪妊娠中であるか、または出産後間がないこと

◪疾病にかかっているか負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること

◪長期にわたり疾病の状態にあるか、精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること

◪震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること

◪前各号に類する状態のほか、市長が特に必要と認めた場合

入所申請用紙は、一月六日から民生課保育管理係に用意しています。また現在入所している児童については、保育所を通じて申請用紙をお渡しします。入所の可否は三月下旬に通知する予定です。

【民生課保育管理係】

平成９年度　保育所入所面接日程

日	曜	面接場所	時間
1／16	木	十市保育所	9：30～12：00
17	金	浜改田保育園	9：30～12：00
		大湊保育所	13：30～15：30
20	月	長岡東部保育所	9：30～12：00
		国府保育所	13：30～15：30
21	火	大篠保育所	9：30～12：00
22	水	あけぼの保育所	9：30～12：00
		岩村保育所	13：30～15：30
23	木	長岡西部保育所	9：30～12：00
24	金	吾岡保育園	9：30～12：00
		明見保育所	13：30～15：30
27	月	稲生保育所	9：30～12：00
		里保育所	13：30～15：30
28	火	岡豊保育所	9：30～12：00
		久礼田保育所	13：30～15：30
29	水	後免野田保育所	9：30～12：00